

你好



ニハオ (こんにちは)

＜中国語版＞

Vol. 118

〒242-0018 大和市深見西 1-3-17
市民活動中心 Betelgeuse 北館一樓
発行方：公益財団法人 大和市国際化協会
発行：公益財団法人 大和市国際化協会
〒242-0018 大和市深見西 1-3-17
市民活動拠点ベテルギウス北館1階
電話/電話：046-265-6053
発行日/発行日：2023年2月28日
Email: pal@yamato-kokusai.or.jp
URL: <http://www.yamato-kokusai.or.jp/>

关于儿童医疗费补贴

儿童医疗费补贴是指在市内有住民登记并加入了健康保险的儿童因疾病、受伤等就医时，对保险诊疗支出的自费部分进行补贴的制度。若要享受儿童医疗费补贴，需要持有儿童医疗证。

◆补贴对象（大和市的情况。各地区的补贴对象不同）

0 岁至中学毕业

◆补贴对象的条件

符合以下 5 项要求的儿童。（对于 1 岁及以上的儿童，在父母的收入上有所限制）

- ①居住在大和市，并有住民登记。
- ②已加入健康保险。
- ③父母的收入明确。
- ④未领取其他公费医疗费补贴（生活保护、单亲家庭等医疗费补贴制度、重度残障者医疗费补贴制度等）。
- ⑤没有接受基于儿童福利法的医疗措施。

◆申请方法

填写申请表并附上所需文件，直接提交或邮寄至儿童综合科。

- ①孩子的健康保险证的复印件
- ②监护人本人身份确认文件的复印件*
- ③若孩子是外国国籍，需要孩子的在留卡等的复印件。
- ④若监护人居住在其他市区，需要可知悉监护人个人号码的文件的复印件。

*身份证明文件包括在留卡和驾照等。

若父母在基准日之前居住在海外等，还需要其他必要的文件。

◆所得限制的废除

过去对于 1 岁以上的儿童的监护人设定了收入限制。不过从 2023 年 4 月 1 日就诊开始，将取消收入限制。在 4 月以后，若被确认为新的受益对象儿童的父母，会在 1 月由市政府邮寄申请书。请附上所需文件并邮寄至儿童综合科。若在 2 月底之前提交了完整文件进行申请，在 3 月底之前会邮寄儿童医疗证。

◆咨询机构

〒242-8601

大和市鹤间 1-31-7（保健福祉中心 2 楼）
大和市政府 儿童综合科 津贴医疗小组
电话号码 046-260-5608

小児医療費の助成について

小児医療費の助成とは、市内に住民登録があり、健康保険に加入している子どもが、病気やけがなどで医療機関にかかった際に、保険診療で支払う医療費の自己負担分を助成するものです。小児医療費の助成を受けるためには、小児医療証が必要です。

◆助成対象（大和市の場合。助成対象は自治体ごとに異なります）

0 歳～中学校卒業まで

◆助成対象の要件

次の 5 要件すべてを満たしている子。（1 歳以上の子については、保護者の所得制限があります）

- ① 大和市に居住し、住民登録をしている。
- ② 健康保険に加入している。
- ③ 保護者の収入が明らかである。
- ④ 他の公費医療費助成を受けていない（生活保護、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度等）。
- ⑤ 児童福祉法に基づく措置による医療を受けていない。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、次の必要書類を添付して子ども総務課に直接申請、または郵送してください。

- ① 子どもの健康保険証のコピー
- ② 保護者の本人確認書類*のコピー
- ③ 子どもが外国籍の場合は、子どもの在留カードなどのコピー
- ④ 保護者が市外在住者の場合は、保護者のマイナンバーが分かるもののコピー

*本人確認書類とは、在留カードや運転免許証などです。

保護者が基準日現在、海外に居住していた場合などは他に必要な書類があります。

◆所得制限の廃止

これまで 1 歳以上の子の保護者に所得制限を設けていましたが、2023 年 4 月 1 日受診分から廃止します。

4 月以降、新たに対象となることが確認できた子どもの保護者には、1 月に市から申請書を送りました。申請書に必要書類を添付のうえ、子ども総務課へ郵送してください。2 月末までに不足書類なく申請した場合、3 月末までに小児医療証を送ります。

◆問い合わせ

〒242-8601 大和市鶴間 1-31-7（保健福祉センター 2 階）
大和市役所子ども総務課手当医療係 電話 046-260-5608

关于妊娠和分娩

◆当你妊娠时・・・

- ・若被诊断出妊娠，请在**大和市健康福祉中心 2 楼**的“**育儿咨询和支持中心**”窗口提交妊娠登记表*1。提交后，会收到如下物品。

○母子健康手册*2・・・记录妊娠、分娩的过程和孩子的发育状况。

○可享受公费补贴的就诊券等・・・孕妇健康检查辅助券（14 次）、孕妇牙科健康检查就诊券（1 次）、产后健康检查辅助券（2 次）。另外，对怀有双胞胎和三胞胎等多胎孕妇，会追加发放 3 次孕妇健康检查的辅助券。

*1 在提交妊娠登记表时，需要个人号码证明身份。

*2 备有外语版的母子健康手册。（10 种语言：西班牙语，葡萄牙语，菲律宾语，中文，泰语，英语，韩语，印尼语，越南语，尼泊尔语）

◆咨询机构

〒242-8601 大和市鹤间 1-31-7（保健福祉中心 2 楼）
大和市育儿咨询和支援中心 电话 046-260-5675

◆当你分娩后・・・

1 请在市政府提交出生登记表。

- ・在孩子出生后 14 天以内向大和市政府提交登记。所需文件为以下 3 样：出生登记表，出生证明书（※），母子健康手册。

※出生登记表的右半部分印有“出生证明书”。请带上由分娩医院等开具的证明。

- ・申报人一般是父亲或母亲，但若父亲和母亲无法提交申报时，可由同住人或负责分娩的医生等作为申报人。

◆咨询机构

〒242-8601 大和市下鹤间 1-1-1
大和市政府 市民科 电话 046-260-5111

2 向出入境在留管理厅（入管局）申请在留资格。

- ・若要获得新生儿的在留资格，必须在出生后 30 天内向出入境在留管理局（入管局）提交申请。详情请咨询外国人在留综合信息中心。

◆咨询机构

外国人在留综合信息中心

电话 0570-013-904（可对应 17 国语言：日语，英语，中文，韩语，西班牙语，葡萄牙语，越南语，菲律宾语，尼泊尔语，印尼语，泰语，柬埔寨语，缅甸语，蒙古语，法语，斯里兰卡语，乌尔都语）

3 在母国提交申请。

- ・在父亲或母亲的国籍所在国提交出生登记表。不同国家的办理手续有所不同，详情请咨询驻日使领馆。

◆分娩育儿临时金

加入健康保险的人员在分娩后，可领取分娩育儿临时金。（根据所加入的不同健康保险组合，金额上会有所不同。）即使是死胎、流产，只要怀孕 12 周以上就可以领取。

妊娠・出産について

◆妊娠したら・・・

- ・妊娠の診断を受けたら、**大和市保健福祉センター**の 2 階にある「**子育て何でも相談・応援センター**」の窓口で妊娠の届出*1をします。届出をすると、次のものが交付されます。

○母子健康手帳*2・・・妊娠・出産の経過、子どもの发育状况を記録するものです。

○公費の補助が受けられる受診券など・・・**妊婦健康診査の補助券（14 回分）**、**妊婦歯科健康診査受診券（1 回分）**、**産後健康診査の補助券（2 回分）**。また、**双子や三つ子など多胎妊婦の方は妊婦健康診査の補助券を 3 回分追加で交付します。**

*1 妊娠の届出をするときは、マイナンバーと本人確認書類が必要です。

*2 外国語版の母子健康手帳もあります。（10 言語：スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、タイ語、英語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語）

◆問い合わせ

〒242-8601 大和市鶴間 1-31-7（保健福祉センター 2 階）
大和市 子育て何でも相談・応援センター 電話 046-260-5675

◆出産したら・・・

1 市役所に出生届を提出します。

- ・子どもが生まれた日から 14 日以内に**大和市役所**に届け出ます。必要な書類は出生届、出生証明書（※）、母子健康手帳の 3 点です。

※出生届の右半分に「出生証明書」が印刷されています。出産した病院等で証明してもらったものをお持ちください。

- ・届出人は、父、または母ですが、父または母が届出できないときは、同居人や出産に立ち会った医師等が届出人となります。

◆問い合わせ

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1
大和市役所 市民課 電話 046-260-5111

2 出入国在留管理庁（入管）に在留資格の申請をします。

- ・生まれた子どもの在留資格を取得するには、出生後 30 日以内に**出入国在留管理庁（入管）**へ申請する必要があります。詳しくは、**外国人在留総合インフォメーションセンター**にお問合せください。

◆問い合わせ

外国人在留総合インフォメーションセンター
電話 0570-013-904（17 言語対応：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語）

3 本国に届け出をします。

- ・父または母の国籍国に子どもの出生を届け出ます。国によって手続きが異なりますので、詳しくは**駐日大使館・領事館**にお問合せください。

◆出産育児一時金

健康保険に加入している方が出産したときは、**出産育児一時金**が支給されます。（金額は加入の健康保険組合によって異なる場合があります。）死産・流産でも妊娠 12 週以上であれば支給されます。

◆直接支付制度

是由医疗机构代理孕妇申请和领取分娩育儿临时金的制度。因为分娩育儿临时金是直接支付给医疗机构等，所以孕妇在出院时不需要在窗口支付全额分娩费用。

◆代理领取制度

在向孕妇等加入的健康保险协会等申请分娩育儿临时金时，通过将其交给分娩所在的医疗机构等，直接向医疗机构等支付分娩育儿临时金的制度。

◆咨询机构

(加入大和市国民健康保险的人员)
〒242 -8601 大和市下鶴間 1 -1 -1
大和市政府 保険年金科 電話 046-260-5115
(加入其他社会保险的人员)
请咨询您所加入的健康保险组合。

◆児童津貼

- ・对于养育在日本有住民登记的初中毕业之前孩子的父亲或母亲等，支付儿童津贴。
- ・根据抚养人（父亲或母亲）的收入和儿童的年龄情况，支付金额有所不同。（有收入限制）
- ・原则上，每年支付 3 次(6 月、10 月、2 月)前 4 个月分的一次性金额。
- ・申请常年可受理，但是根据个人情况，需要的申请文件会有所不同，请联系窗口等进行咨询。

◆直接支払制度

出産育児一時金の請求と受取りを、妊婦などに代わって医療機関などが行う制度です。医療機関などへ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

◆受取代理制度

妊婦などが加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際に、出産する医療機関などにその受取りを任せることにより、医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度です。

◆問い合わせ

(大和市国民健康保険に加入の方)
〒242-8601大和市下鶴間1-1-1
大和市役所 保険年金課 電話 046-260-5115
(その他社会保険に加入の方)
ご自身が加入している健康保険組合にお問い合わせください。

◆児童手当

- ・日本に住み登録のある中学校卒業までのお子さんを養育している父または母に対して支給されます。
- ・養育している方（父または母）の所得や児童の年齢に応じて支給金額が異なります。（所得制限あり）
- ・原則として支給は年3回（6月、10月、2月）前4 か月分をまとめて支給します。
- ・申請はいつでも受け付けますが、個々の事情により申請書類が異なる場合がありますので窓口等でご相談ください。

◆問い合わせ

〒242-8601大和市鶴間1-31-7（保健福祉センター2階）
大和市役所 こども総務課 手当医療係 電話 046-260-5608

無料相談電話「よりそいホットライン」

在留資格、ビザや国籍、生活文化や宗教、アイデンティティや自分の名前のことと家族のこと、日本での生活、仕事やお金、差別や家庭内暴力などのことで悩んでいませんか？「よりそいホットライン」は、相談者のどんな悩みに寄り添って解決する方法を探してくれます。

◆10言語で対応～日本語でのコミュニケーションが難しい方のために
日本語で話すことが難しい方は、母国語で相談できます。曜日、時間帯により言語がかわりますが、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語の10言語で対応しています。

◆通話料無料電話

電話番号 0120-279-338 ガイダンスが流れたら2を押してください。

◆SNS相談 Facebook の Messenger でも相談できます。

<https://www.facebook.com/yorisoi2foreign>

児童年齢	子どもの年齢	児童津貼	児童手当
不满 3 岁	3歳未満	15,000 日元	15,000円
3～12 岁 (小学毕业为止)	3～12歳まで (小学校卒業まで)	10,000 日元 (第 3 个孩子以后为 15,000 日元)	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
12～15 岁 (初中毕业为止)	12～15歳まで (中学校卒業まで)	10,000 日元	10,000円

◆咨询机构

〒242-8601 大和市鶴間 1-31-7
大和市政府 児童综合科 津貼医疗小组 電話 046-260-5608

免费咨询电话“贴身热线”

您是否正在在为在留资格、签证和国籍、生活文化和宗教、身份和自己的名字的事宜、家人的事宜、在日本的生活、工作和金钱、歧视和家庭暴力等而烦恼？“贴身热线”将陪伴您一起找到解决您的任何问题的方法。会通过倾听，提供您所需要的信息，介绍其他能为您提供帮助的专业机构和组织。

◆可对应 10 种语言-适用于日语交流上有困难的人员

对于在日语交流上有困难的人员，可用母语咨询。不同日期和时段所能对应的语言会有所变化，不过可对应以下 10 种语言：英语，中文，韩语/朝鲜语，菲律宾语，葡萄牙语，西班牙语，泰语，越南语，尼泊尔语，印尼语。

◆免费电话

电话号码 0120-279-338 听到语音提示后请按 2。

◆ SNS 咨询

可通过 Facebook Messenger 进行咨询。
<https://www.facebook.com/yorisoi2foreign>

(公財) 来自大和市国际化协会的通知

(公財) 大和市国際化協会からのお知らせ

地址 \ 住所: 大和市深見西 1-3-17 市民活动中心
Betelgeuse 北館一楼
大和市深見西 1-3-17
市民活動拠点ベテルギウス北館1階

电话 \ 電話: 046-265-6051

传真 \ FAX: 046-265-6052

电子邮箱 \ Email: pal@yamato-kokusai.or.jp

主页 \ ホームページ: <http://www.yamato-kokusai.or.jp/>



注册国际化协会志愿者

国际化协会有 5 个志愿者类别可供注册。注册可随时受理, 有兴趣的人员请与我们联系。

1. 事业志愿者

是协助国际化协会举办活动和研讨会等的志愿者。

2. 日语学习支援志愿者

是教导在市内中小学上学的外国孩子学习日语和学科的志愿者。在市内的中小学和国际交流沙龙进行教导。

3. 日语志愿者

是给成年的外国人市民教导日语的志愿者。

4. 口译&翻译志愿者

是为市里和学校等制作的文书和官方文件进行翻译, 在市立医院和学校进行口译的志愿者。精通日语和外语的人员, 请登记。

5. 跨文化研讨会志愿者

主要是以中小学校为中心, 在市内设施内介绍母国的事宜和家庭料理, 语言等。

国际化协会的ボランティア登録

国际化协会には 5 つのボランティア登録制度があります。登録はいつでも受け付けておりますので、興味のある方はお問い合わせください。

1. 事業ボランティア

国际化协会が行うイベントやセミナーなどをお手伝いいただくボランティアです。

2. 日本語・学習支援ボランティア

市内の小中学校に通う外国人の子どもに日本語や教科の学習を教えるボランティアです。市内の小中学校や国際交流サロンで行います。

3. 日本語ボランティア

大人の外国人市民に日本語を教えるボランティアです。

4. 通訳・翻訳ボランティア

市や学校がつくる案内の文書や公的な証明書の翻訳、市立病院や学校などでの通訳をするボランティアです。日本語と外国語ができる方に登録をお願いしています。

5. クロスカルチャーセミナーボランティア

主に小中学校を始めとした市内の施設で母国のことや家庭料理、言葉などを紹介するボランティアです。

大家都来讲日语! 招募日语演讲大赛参赛人员

にほんごで話そう! 日本語スピーチ大会発表者募集

招募“第 18 届 一起说日语吧! 日语演讲大赛”的参赛人员。对于参赛人员会颁发奖状和纪念品等。

时间: 2023 年 7 月 9 日 (周日)

13:30 ~ 16:00 (预定)

地点: 大和市樱丘学习中心 301

内容: 由外国籍或与外国有联系的市民发表日语演讲

主题: 自由 *但是, 政治或宗教相关主题演讲除外。

(例如: (1) 在日本生活的感想 (2) 介绍母国等)

审查: 根据表现力和演讲内容这两点进行审查。

对象: 中学生以上。在市内居住、工作、活动的人员优先。

招募: 12 人左右(同一公司、学校、团体的申请人员原则上不超过 3 人)

申请: 4 月 24 日 (周一) 开始按先后顺序受理。请先打电话进行申请。有关详细信息, 请在申请表上填写必要的事项, 并提交至国际化协会。

「第18回にほんごで話そう! 日本語スピーチ大会」に出場するスピーチ発表者を募集しています。出場者には、賞状や記念品等を贈呈します。

日時: 2023年7月9日(日)

午後1時30分~4時(予定)

場所: 大和市桜丘学習センター301

内容: 外国籍または外国につながる市民による日本語スピーチ発表

テーマ: 自由 *ただし、政治、宗教についてのスピーチはできません。

(例: ①日本で暮らして思うこと ②母国の紹介など)

審査: 表現力とスピーチ内容の2点に基づき審査します。

資格: 中学生以上。市内在住、在勤、在活動の方を優先します。

募集: 12名程度(同一の会社、学校、団体からの申し込みは原則3名まで)

申込み: 4月24日(月)から先着順に受け付けます。まずはお電話でお申し込みください。詳細は、申込み用紙に必要事項を記入して、国際化協会へご提出ください。